

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 肝付町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.0%
全職員	66.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	-
課長補佐相当職	95.3%
係長相当職	93.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.1%
31～35年	92.5%
26～30年	96.1%
21～25年	92.9%
16～20年	79.3%
11～15年	130.2%
6～10年	107.6%
1～5年	108.4%

【説明欄】

・医師については、他の職と比べて給与水準が大きく異なることから、上記集計からは除外している。
・2の(1)役職段階別の「課長相当職」については、女性職員がいないため記載していない。
・男女の給与差の発生する要因として、扶養手当が世帯主となっている男性に支給される場合が多く、受給者に占める男性の割合は、86.2%である。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。